

千曲市道路占用許可・道路掘削許可に伴う舗装復旧図(参考)

※道路管理者との事前打ち合わせには必ず位置図、断面図、舗装展開図、写真を持参して下さい。

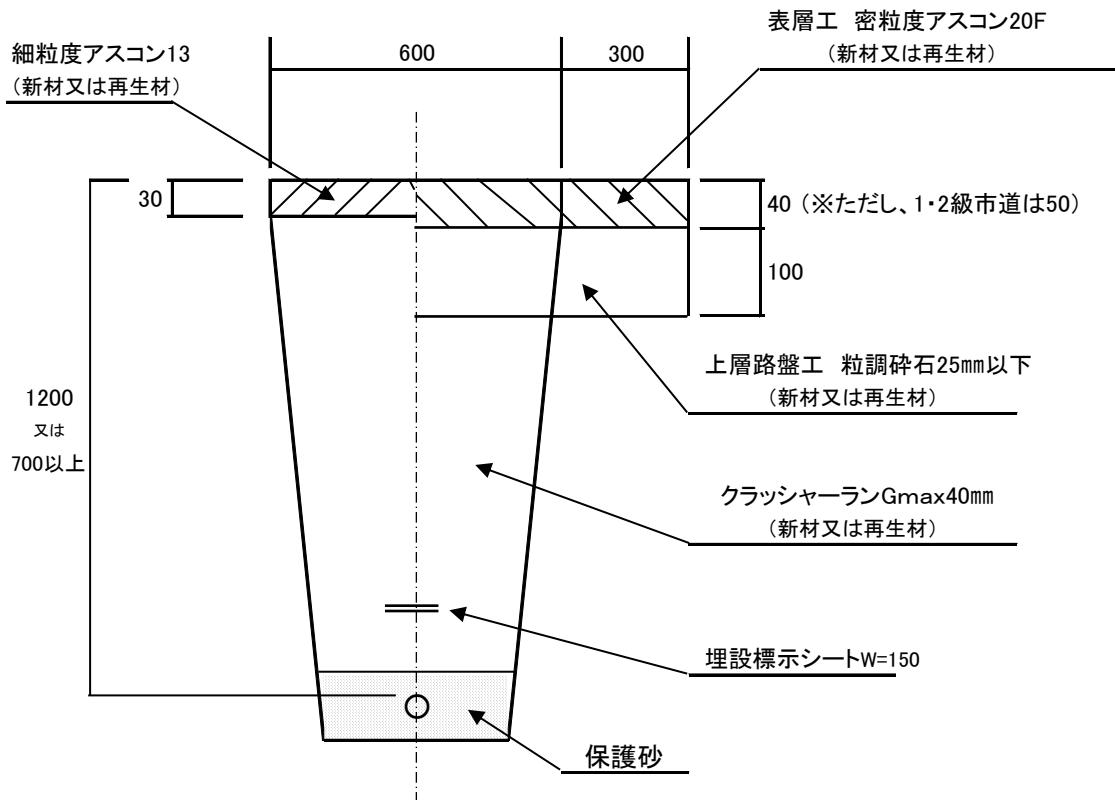
(写真には掘削位置の線を記入)

○ アスファルト舗装(その他市道)

仮復旧

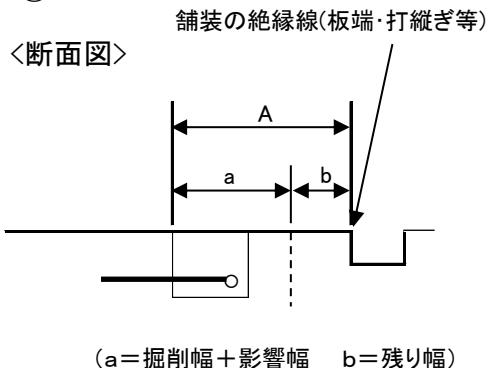
本復旧

(仮復旧後、3ヶ月または6ヶ月間自然転圧した後)



○ 注意事項

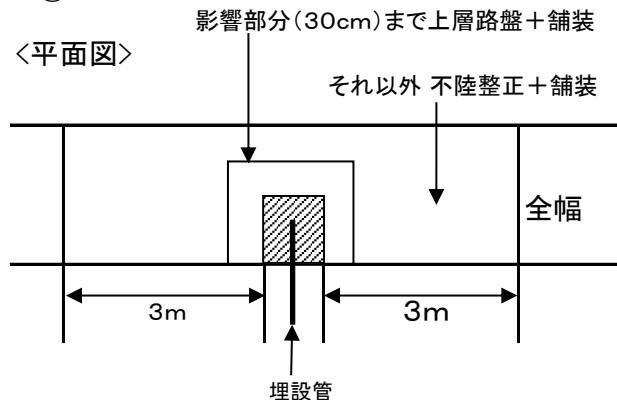
①



1. bの幅が1.2m以上の場合
復旧対象幅 a

2. bの幅が1.2m未満の場合
復旧対象幅 a + b = A

②



アスファルト舗装

3年経過していない場合は掘削範囲から3m
振分け(合計:掘削幅+6m)の全面復旧とする。
ただし、センターラインのある道路については
全幅ではなく、片車線とする。

*不陸整正とは舗装ハギ取後、路盤の再転圧
(沈下した場合補足材を入れ転圧)を行うこと。

1. 仮復旧後、3ヶ月または6ヶ月間自然転圧を行い、圧密沈下の終了を確認のうえ本復旧を行って下さい。
(本復旧時期については、路線により違うため、道路管理者に確認して下さい。)
2. 道路上に路面表示があった場合、直ちに現状どおり路面表示を行って下さい。
3. 本復旧を施工するまでの間、施工箇所を常に巡回し、路面沈下・排水処理その他の不良箇所が生じたときは、直ちに手直しを実施し、安全かつ円滑な交通を確保する様つとめて下さい。
4. コンクリート舗装は最低10cmで行い、現況がそれ以上の場合は現況復旧を行ってください。
5. その他、現場条件により上記によりがたい場合は道路管理者と協議して下さい。